平家物語

四

九曜文庫

平家物語巻第四目録

[illegible]付還御乃事
源氏乃謀反乃事
いせもの乃事
信連付高倉の宮を奪奉御乃事
競事
山門牒状乃事
南都てき状乃事
[illegible]牒乃事
大[illegible]乃事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三井寺[illegible]

平家物語巻第四

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
御つかひのてをみてこれをあけ二月二十一日
うえもんのかみ殿
[illegible]
せんそうのとき入道相国[illegible]春宮
[illegible]
[illegible]
わたくしの神志賀銀ちいとこと
[illegible]
[illegible]
[illegible]大臣殿ちんしよりて御使ゆつる農

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]麻姑射の山乃中を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大乃言葉はいふもおろかなる
[illegible]
[illegible]
[illegible]

せんぜをとゝのへ入道相国夫婦ともよくこゝ
ろゑ給へりけるを准三后のせんぜをかう
ぶりて年官年爵をうけ給へりける上皇の者
ども申しけれども忘れさせ給ふ者ども
出入たりけるを院宣のくだりかゝる家の
人の准三后のせんぜをかうぶりて年官院の
大入道兼実公の御ゆるしをうけ給へる者
ども申しけるを三月上旬上皇
あさましき事にて御ゆるしなくして
帝を位をとり奉り給へる者ども申しけ
るは八幡加茂春日にて御ゆるしなく
とてもとゝのへられぬ事にて
人不審をなすとあさましの事なり河内
院の人御ゆるしの者ども
御ゆるしなくして法皇
ト申を御ゆるしなくさせ給ふ事ありけり
うへのゆるしをいまだ
あらぬ事にて
上御所の御ゆるしなくして
をこなはれ給へる事

[illegible]の御祈念のため[illegible]
[illegible]山門の大[illegible]
[illegible]上御位をもって[illegible]
[illegible]八幡宮[illegible]
[illegible]山の山[illegible]
[illegible]の国[illegible]の御[illegible]
[illegible]神[illegible]
御[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]山門の大[illegible]

[illegible]十七日上皇[illegible]御門[illegible]
[illegible]入道相国の[illegible]二位殿の前[illegible]八條
大[illegible]御[illegible]
御神[illegible]
[illegible]
相国のてい[illegible]
[illegible]前の[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]
相国[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
去年の正月六日てんのうの女めの法住寺殿
行幸ありしかいなかりしかとも乱世なれ
諸卿まつよりかねて備前ちんをいさ院の
公つまりのもりとの慢門をかねさ掃部寮を
ん道俊卿をもつてかねさ[illegible]
七日ていさ義とかたさうめすさらの町
の中納言[illegible]の卿まいりの門さきく
申されけるは法皇いかや寝殿のくく
しのまへの[illegible]なつまりまいりさせ給い

[illegible]
上皇いしき年二十四のこの日のたいわよ
[illegible]玉體をいさうさ
[illegible]御母儀故建春門
院よりさく四まつさせたいわいの
[illegible]女院の御事なりのそ
せさあへさ御行ときは女院の御度ちのさつ
らの御さの御問さ[illegible]
さ御前よりの居前いさうそいれる屋
久しく御対諾せさ御れたりさうう
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

還御乃事

[illegible]二十六日上皇、[illegible]御さん[illegible]
[illegible]入道相國のさいあいの間侍う宿所[illegible]
居よりおなじ中二日御[illegible]
[illegible]の導師よりはじめ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

神もあらしを分くる山もみち
葉はつるめる國もつまれる海上をわた
るわたれば御舟をさしてはるの日は波の
間をつたふ乃ちはるかに一裏
ところ山もあるふ物もなしの人院の
のこれる國司旅ねのあかりの法ちつ
ものふ御所のあり者り張入道相國御
京ふ上つるれらるも上皇をもつ
御物ものなりと今日八月廿一日寅又こ
事のうちうちうちあるものの都のまを
物おもふ屋のうちあまたよりに及ぶ
ら者の松乃えをよ咲うるを上皇
おいらんあり乃花野のつゆ
あらせ給ひ野宮の大納言ある乃
歸る者ら風のあり左史生平家の屋ま
うちうちあるのりうち野のあをこれ
ら海のあり者を絶つ折よ法ちの者の
を松のえをよ法ちの者野のまをい
らわけ山ら法ちせ給ひ野宮
ら海ちあり者乃花ちく絶つ法

[illegible]

二日乃日ハ海前のこと[illegible]海のうちより法せ[illegible]
[illegible]五日の日天[illegible]れまつりあるもを
[illegible]ハ法所の法[illegible]
[illegible]

[illegible]乃日ハ樓鹿乃國乃[illegible]
[illegible]

[illegible]六日乃日ハ法[illegible]
[illegible]の取[illegible]
中納言[illegible]の山[illegible]
[illegible]七日乃日[illegible]
[illegible]入道の家[illegible]
國の[illegible]
入道乃[illegible]
[illegible]
八日乃日法[illegible]の之御[illegible]上人[illegible]の草
[illegible]

馬場殿（八幡かうとと申すこと入道相国
のみ）八条のてい（邸）をかまえたまふ
御所さこそ二回新造の御所なりしかり大極殿
ゝゝ彩こかりしかり一年ゝゝ上の
居ゝゝたいたりしかも大極殿かり
ん（内）ゝ大政官のちやうもかこかりしかり
ゝ公卿ゝんさあかりしかの九条殿ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
人の妻ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
殿かりゝん（内）ゝ紫宸殿ゝゝたりしかり後
かりしかの九条殿ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
十一月十二日冷泉院ゝゝ康保三年
かりしゝゝ上御所ゝ紫宸殿ゝゝ
の行幸ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
院の迎ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ちゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
かりしかゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
いかりゝん（内）ゝ九条殿の御ゝゝ
しゝゝ中宮ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

源氏[illegible]人乃事

[illegible]人の右衛門督のすまをさゝふゝと[illegible]

[illegible]

[illegible]

八條二位殿へまゐらせられ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
門院の御ぞうぞうよりこれをこめられ
[illegible]
[illegible]
前の妙のえんよりの
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御かうくの御いつくわすれられ
し野りの事あるしらめ今貢をとる
とまつかうの事ハ御ことなりてとも
まうくんとて源氏ともてあつかひて申
ける事まりの事報よい出羽の守殿の刑官ら
ものも伊賀のうくつ乃りとも出羽の刑官ら
長谷部乃義人くりを出羽ハ
熊野よい放六条の刑官ものうくつ
十郎うくりとくに出て橋澤ものよい
田義人行ける事ハ義人ハ
ちの乃郷の山ちんの時同ハ
ものもとくくハ申よりとも去ける
ものもの西の法師ものもとくくん
ものもとくくハ大国乃大夫ものと河内の
国よい石川の郡をとくくハ知行ものもとくくよ
とくくのくくハ入道よりくくくくくくハ刑官
代ものもの大和の国よい宇治ものくくくくくく

山田の次郎殿と申しし河辺の太郎殿も
わかふいたくの太郎殿と申しうけ野太
四郎殿もとうせ有し其の次郎殿をとりて
ゑの乃太郎殿と申しもと本たのこの殿と長
ういてんの判官代殿をふ矢しまの中
屋こ太こまこゑの乃太郎殿と申ゆさ
うしのまよい和ん又のこうんゑ
ゑの乃太郎殿こうしまこ四の太郎殿の
ふ
ゑ四郎殿の次郎殿うこ
長こよ一条の次郎殿ゆりこ四郎殿

こ郎殿ゑ四郎こ次郎殿の
ゑの乃太郎殿こ次郎殿ゑ
こ太こ四郎こ次郎殿
ゑ四郎殿の太郎殿
の冠者ゆりこ平ゑ冠者ゆりこ
の四郎殿ゑ信板常乃ゑ
乃冠者ゑ仲い乃ゑ
ゑ四郎殿ゑ前の右兵衛乃佐
ゑ四郎殿ゑ
ゑ乃ゑの太郎殿
ゑ乃ゑの太郎殿
ゑ四郎殿ゑ陸奥国ゑ

かくこそうちの命くりんしやう
清盛ちゝ忠盛六ろくんまつ乃清盛ちゝ為
四の末ん乃ちまんりきの人ありてく
敵をあいて合しかくもくをかいた
源平ハ清盛せいもりおうちうもしと
東沢まつわをんなを例とも
かをれたれて国よハ国よ三ちうい庄
ハありうちよりめしたうれ公事ひし
おうてくまてうめをもいちろくは
ゆ清盛くゝ南世のうちいとうはようへよも

ちうふうあをもをもハ一向平家
をうをもあをのやい君をもありかゝ
せうあをいうを出うくを海のうををかハ
くふくの源氏をも東国よりをくをうを勢
のうの平家をかろほうんうハ対面をあくう
まんうをうをのうをうあいて入道を寄をそ
をうりうあいうをわうれうをあをくをハ門
をうてまのうをいうくて中ちうを文いこの
業いうくあんをうをありかうをうの勢
あをいうを出をうハ清せうをあんをあうりうう

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くらんとやうなすのいたいなる山道へこそあるしさうもなくよこまれて
剃髪をんなうち平家ちうそんの男ありて
うれうふかうてうちうちいとこんの新宮殿十郎
よりとりてそうる金の文の上にかきつけり
うたをそよびをれこそれは彼の新宮
の者ども源氏のうちうち義朝
せんとをんなうちの平家に御方をそ山
よりかわうしいたいそうるとうちうち
矢ひとりいうるものら那へる細を
中をんなをあるうちうちふと一る余人新宮のそれ
やうのうりうとうちうちの法服をふるいよいよ野のやうん
うるうちの法服のうちうちいよいよ野とはうつ
屋敷乃中ゆらよいは当西うち法をんはを清
うちうちせいいるあ百よ人それつうわ矢おせ
しるあ源氏のうちうちよいとこそいは平家の方
よいあうこそつれいうるあるいよ矢さまいの那の
あいてんをかうかのあ屋敷清よりあ
三日うかうこそ乃かうはれもあれの
法服をんうちういあ乃るらうちあうせ

[illegible]

いま此乃ときは世

[illegible]

[illegible]

[illegible]

高雄殿へ参せられ門跡へ入道相国
出家の事ゆるされ[illegible]ん[illegible]ゐ出家わ
[illegible]ちとも大原の[illegible]をとゝふらふ
御出家のこゝろ板[illegible]屋ゆ[illegible]ん状をこ[illegible]
[illegible]法皇とゝもを[illegible]
[illegible]三日申の時[illegible]
[illegible]法皇こゝ乃御
[illegible]
[illegible]
[illegible]十三日[illegible]の御

[illegible]の御前より[illegible]法皇の[illegible]
[illegible]入道相国[illegible]
[illegible]殿を[illegible]
[illegible]八條[illegible]
[illegible]遍御[illegible]
[illegible]門院の御所へ[illegible]十三日申[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]無[illegible]
[illegible]高倉の宮[illegible]
[illegible]前乃右大将[illegible]
[illegible]入道相国[illegible]の

別業よりて[illegible]
[illegible]入道相國大[illegible]
高倉の宮を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
清盛の判官[illegible]
[illegible]
判官と申[illegible]
この人数[illegible]

[illegible]
[illegible]

去程に会稽の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
せんぜ[illegible]給つる[illegible]
[illegible]
[illegible]

やうにあり申候よつて世人迷いたるあり
さまざまとさたせられまする御所の御ふ
すまいは長兵衛乃せうせうせんの御ふすを
をうしなる事にらのおしたてまつる筋い
明こと（〜地名のこせうせうなるおもひ乃
あり〜はうわさをしんとあつまるおもひ乃を
ゑ乃御ひいきあわせ小枝ことをもて御
ゑを常乃御所の御まくらのうわさ様
ゑせぬもいろをそなへあれこれ乃をもとまま
ゆうやゆゆりあされたん御ふすを又付

ゑあわふあさまりさまも君の御ひいきを
御ぶをもて申〜あしゑ五町の間くるつ御ふい
くまいりゆうわゑ乃あかりもとはかんあつ
ゑあゑ安さまれたものゑを御ふんゑ入ゑを
ゑあうせ事ゑ屋ゑ御ふゑもふゑまとれて
あせゑゑはのゑふ申事あるはゑ乃
御ふ乃（宮人ゑ乃御ふ乃ひとまりはたるゑ
人一人をはいふゑんはゑ乃ゑ乃ゑ乃ゑ
事のゑ人あの御所ゑ御ふゑ申事ゑ
上下ゑれまゑはゑ事ゑそはゑと様はい

[illegible]

[illegible]

[illegible]

衛府の大刀をとりもちて三条にて
[illegible]の門をもつる金物のつるの小門をと
[illegible]

源左衛門の判官うつしたてまつる長法
かうのせい三百十五日のうちに宮の
御所へうつしたてまつる源左衛門尉なり
[illegible]
[illegible]の判官うつしたてまつる長法のわかうの門の内へ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
の国[illegible]へ[illegible]なりの[illegible]れ[illegible]平家[illegible]なりし源
氏の女[illegible]あわ[illegible]の東国へ[illegible]わかち[illegible]
平三[illegible]時[illegible]つ[illegible]て[illegible]平の[illegible]ん[illegible]ん[illegible]ち[illegible]に
[illegible]わ[illegible]い懐[illegible]敬神[illegible]わ[illegible]
[illegible]の[illegible]乃国[illegible]神[illegible]ん[illegible]り[illegible]る
[illegible]

高倉の宮[illegible]ん[illegible]寺[illegible]乃事

[illegible]を[illegible]ん[illegible]を[illegible]
[illegible]義[illegible]わ[illegible]勢[illegible]い[illegible]山[illegible]勢

[illegible]の[illegible]清盛[illegible]の天皇大友の皇子
[illegible]山[illegible]
[illegible]女[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の御使者を
あて〻聞えは若馬を後の引き見はいつも
とのゝまいつかされ[illegible]わけはい伊豆乃介と
筆よいたふるを[illegible]をこの
かと[illegible]よ意法[illegible]
くいさせんうあめの四条[illegible]
二申さんれいさんよいちゝ和よりす
ゝゝのくちいさゝかうかうかう
かゝゝ和ゝ弟の平家のゝゝいとも
ゝゝゝのるハ一時日もいりゝゝを見

ゝゝいと報と逆のゝの清ふ[illegible]
よゝゝ和ハ和ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
文六度七八度かゝゝゝ文ゝて一時ゝ中ゝ
住入道ゝゝをゝゝゝ伊豆乃介ゝゝ三
のゝいゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
和ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
六波羅ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ伊豆乃介ゝ
力及ず一首乃ゝを書ゝゝ六波羅ゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

物もいまゝあく出てと高倉の宮殿とゝめ申
さるべけるこゝにて姫よりはさきもて行ける
清盛てもて天下のこと小松乃大臣の事をゝ
思ひいとまゝあるに時大臣さん因乃つゝいめふ
中文の御ゝこゝまゝ世ゝふ八尺ゝゝ
わかゝゝ乃大臣のゝめさのゝゝ
のつゝんをゝゝ面ゝゝを出ゝ世さいゝい
女房ゝゝもさゝゝ中宮めゝゝゝ世ゝ
まいゝんゝゝ物ゝゝゝ乃ゝゝく
尼ゝゝゝゝ右のゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝの袖の中へ初さいゝもちゝゝ
ゝいゝゝゝゝゝ六位ゝゝゝゝゝ伊豆の
ゝゝ仲綱ゝゝの時いゝゝゝゝの姫ゝていい
ゝゝゝゝゝ仲綱と名のゝゝまゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
殿上の小庭よゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]人ハ相傳の文三位入道
[illegible]申事ハ日ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]三位入道の一ぞくは
なをもてのほかに三井寺法師とのゝしり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山門乃牒状

[illegible]寺よりいい掃かりしく大
[illegible]近日毎上のうちいとあん
[illegible]せんさいとうとも
すりよ佛法乃ちいたり法の宰[illegible]ふ
[illegible]時よりあらんとも入道の暴悪をい
[illegible]のすい物乃四をうこうすいさうあるよ入
[illegible]の御乃ち正八幡宮の衛護新羅大明神の
[illegible]天二所地[illegible]

[illegible]と佛力神力とかくをくうん
[illegible]
[illegible]一味のうく北南部ハ交らうく空乃
[illegible]場かりてうのとうよりとうて
せうう[illegible]一味同心よせんうう山門も分人
もてう状をうたいうもう山門一の状よ
いう園城寺てうも延暦寺衛うて合力波
[illegible]
[illegible]右入道浄海ハいもう佛法を
[illegible]

なりさうしよりこの日十六日の西一院第二乃至
五ぬまでのかうをのうしろめの御そうふ
入寺せしめぬまうしよりはじめて
ぬくうのおのうの寺まわりせあるとこへ
ものの寺よりあるとうとうとうとうとう
をとうしよりさいうのすんたもしめの
南寺乃とめの内ふこの時よりあれつる情況
なんうとうとうとうとうとうとうとうとう
く園城寺門とれ物りよりいわうとく
いうもうくすふとしろいとうとうとう一味の
きうとうとう門ぬうとうとうとうとうとう島のうとうとうとうとうとう
くう車の二れ編よりとうとう一ものとうとうとう
いうとうとうとうとうとうとうとうとうとう
合力をいうとうとうとう南寺乃とめりをうとうとう
というとうとう寺末のいうとうとうとうとうとう
うとうとうとうとうとうとうとうとうとう
うとうとうとうとうとうとうとうとう法義四年五月十八
日大とうとうとうとうとうとうとうとう
南都てうとう状乃事
山門乃大とうとうとう状を引うとうとうとうとうとう

南山のまへにあるものさしの職人
しらべ又東の端よりいたるまでこれをはかりて
みるに・さくいわりあるあるとも
ありよりまつのうへ出入道相國天台座主澄憲
大ゆうしゆうよりまつをきりのこしたるなり
のこりまいけ八二尋まつ大成
をきりのあまりまつ四ツにわりて
八不立のより拔ゆうまつ入道相國乃て
うりとにあつまる第二番石山國乃野の人
三ゑ足住居のあるあり山門へとゆうを
谷々嶺々へ御ゆうをまいらせ
けり八一人ゆうまつこゝろふ大しもあり又
ゆうをはしりあるいのもうをしりもとを
あるいのまつ三わさまあるあり
しるわりふ
屋まほうしゆわりへとうもう中くしゆ
ゆうをはえこゝろくこゝろ
又ゆうをあるとわゆうあるあ
ゆわ乃ゆうを乃強ゆわりふあ
ゆうまつ乃ゆうをとしをえあ
ゆうまつ乃ゆうをとしをえあ

又南都へ乃ぶ状よりいたる

興福寺隆興福寺のうちふ合力致ひてる
南寺のこと門をあけてをらしてとこふ状仰
法乃ゝ四せてわたる法ましんうあ
又法又長久なの事ましふつら仏法てうふ
ちよ入道前乃大政大臣平の朝臣清盛こ
法名ゝ四ゝ乃いまくよ國ゝをひそふ
ゝてうせいをみうわ四ゝ法皇乃ゝつをう
又後なゝ乃をふとなすあゝ今日本国の
和一院中二のゝゝるのなんをあうて

うあ四ゝ乃ゝ僧よ入寺せゝめまふちてう院宣
とのゝゝて出ゝまるゝ乃ゝたゝまうよせあ
ゝとゝ乃ゝも庭一向あゝ集ゝあ事なある
ゝ乃ゝ乃せんとうゝ当寺人のゝんとゝ
仏法ゝ乃ゝ法ゝ乃ゝ一所よ四ゝふとめつせん
とまゝ乃ゝ唐の倉昌天子軍兵をとゝる
仏法をゝ乃ゝ法ゝあゝうて清源山乃ゝ四
合戦ゝうゝあ乃ゝ後四せて主人なとく
のゝゝいゝふいうん四ゝ乃ゝとと
ゝうゝ乃ゝいうゝゝゝ山ゝ乃ゝ

[illegible]南都に住いあるべしてて
なきを長者をついるせるるこの時よあ
るべんいつまの日うくいけをうもんふう
くいしもと同よいに仏法のそのつをあすを
初よいあくうもの[illegible]をしつとうをい
同心のいるわなくいよるんあ[illegible]者との
せんさうくのうくよりあてつうくうんの
ちうし治承四年五月十八日大しもらとを
かるしわうを

南都返牒乃事

南都乃大しもの状をたんくうる一味同心よ
せんうくうあ屋て返てうぼうてうを返てうをうをを
うを乃返てうよいうく真禅寺牒をんしもの
うを牒一紙よの勢しもうを右入道しゆうい
か貴寺の仏法をかるおうんをまるのうをつて
とを玉泉をくいあ家の系義をうりとい今も
金しもう金力かう一代のうまうんうわ
いうをうわ南京わ京をとよりつうを業弟
るうわ自寺他寺あういうてうりう魔も
うをもくまうをうをより入道い平氏の

糟糠武家の妻女なりうるまさる婦人
又位の家よりたいうこゝあり諸国受領のしりをうる
大蔵卿ゝあるかさ別刺史のいうこゝうこゝい
ゝ所ゝ也ゝ也ゝの方ゝ也ゝあるさゝ也ゝ播磨ゝ大ゝ也
ゝ也ゝ也ゝ也ゝの別当ゝ也ゝ也ゝ也

[illegible]
[illegible]（作云云）
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八幡三所春日大明神いろふ屏をた
ゝ伽羅をたきこめまつわ貴寺ゝとわ
清水新羅のいこりうよわつまてもりる
ゝ法はゝふゝもしわゝゝつゝ貴
寺方命をもて右こうきふ条倉城の
ゝたいゝゝいこさせゝんこの時ゝ
ゝんいれよあつゝ方ゝをんとゝふ
こゝろ清盛公なゝ仏ゝゝれもゝ
ゝふゝん寺ゝ方ゝ右こう
ゝ仏ゝゝゝゝゝゝゝゝ十八

日辰の二天ゝ大ゝ西をゝ諸寺ゝゝ
ゝゝ未寺ゝゝゝゝ軍士をゝゝの
ゝんゝゝをゝゝせん国とゝゝせい馬
ゝゝゝゝゝゝ仏なゝ数日ゝゝん
一時ゝをゝんゝゝ農ゝゝ清源一山のゝ
ゝ武家乃官兵ゝをかゝゝゝゝ
小西門のゝゝとゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ右ゝゝを
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]てりたてまつりたまふ　治承四年
五月廿一日大[illegible]
大[illegible]
寺よりの宮[illegible]
[illegible]
[illegible]

あるやつとさんらいに御ゆるさるべき数十人門
をぞせんれのすきをぞまちかねける
かやうに申せい平家乃かたうどや勢りあ
さるといへども一向ろのさうもいのうたたしい
さのものどもをとめもい我寺の
衆徒と申すべきにて候平家
よりあるべきに朝家の御ためにてもあるべし
ちのさんいん法皇のうんぬんふさ平家
うつ丈金剛天下よりかたいらぬ者まもいの
ちをおしくのうれのあわさまをかせいよ
うついてあるとふかりたいうくとうの事
めらるべい御ゆるしとまりぬ場面よりせうのへう
ちあいのんとかれのくさんうあめに長
ニーてせんこうしりくよりせうんうの乃
あるやつとうつてうを乃きこのよれ
ようの乃ちまれをさ大きわうふうち力
あるれようかりきえの長刀法えよ
ぼふせんこ乃遊よりくくのそくきこと
かふふりくくまりぬ寺のやくうん
天武天皇のまくさ養宮乃御時大友の皇

[illegible]せ[illegible]野乃奥
をのこ[illegible]大和國[illegible]の[illegible]
[illegible]よいこのせいこりふ
中七さ[illegible]伊賀[illegible]
美濃おなじの軍兵[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]ありし自[illegible]
[illegible]門[illegible]
[illegible]

[illegible]ん院の大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の大將軍よい源三位
入道[illegible]
[illegible]
[illegible]

大夫の判官なりしが六條乃義人仲正
なりしを義人大宮仲正の大宮よりも
院乃大殿なんなりしを乃伊勢の
公法なんなりし乃杉小そなりし乃院のあり
ときなりしを杉ハなりしの法なりしを弓矢なりし
なりしをいかれなる罪なりしも神のとがなり
こゝに一人尚なりの法いなりしのなりしを
なんよハ因幡乃つなりしやくなりし大夫なりし
の六宮乃者しまし乃あり乃夫法なり井なり
師なりしを乃あり乃判あるなり御なり小院なり

なんなりし院の六大物或ハ大ゆう能なり加賀
なりしを加賀ハ井乃ゑこ澄有院の
義法なりしのなりせん大矢のなんなりし
院の但馬なりし者人六十人ハ因
加賀人なりしを加賀なりしなりし
ハ一本法師なりしなりしなりしハ
筒井の浄妙なりし小義のなんなりし永
為なりしなりしなりしこゝ乃言永なり
ハなりしの有摩の次郎なりし薩
摩の兵衛長七なりしなりし乃能義

[illegible]の右馬のせうくの源大[illegible]
[illegible]てさぶらひのせい
一ゑゑ百よ人三井寺をこれ出[illegible]
寺よい宮ゐつせぬ[illegible]ゐる法大せるか
せさめのこうこいてゐるきこうゐる
むこうわくをいかわようわゐ所のを
さうめの[illegible]ゐる時ゐくを
ゐりつるせさらはうゐめわ
伊豆乃こもくゐ馬かいるハ六こ人
いこくおうよこそれいこせんを

の[illegible]ハこ人ゐん源の太郎こんみさ
このこくよせこそりゐ奏乃帖王
ゐこ所のゐめこもよこうこ源ハこの三こ人
を引ここゐめ[illegible]ゐるゐをかく
こんゐこ関よこわぬいこのかこいよ越馬
のかの[illegible]こわハせさの戸をゐここを
かこ曽ゐこゐこ君こ三こ乃ここの井
よてん甲ここゐ源いここのわゐこはこゐ[illegible]
ゐこ[illegible]ゐこゐこ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

いめさまとうかの金堂のあさつまのなか
ちうもの御所のあつまとうあさましき所
をのうちうも勝りめうとうん金堂乃こ
ろくこしめまいりこうせのいりつまの者の
わりさちくの御所ぬめふてはりてく義
なりこうもかりとよりふれとよりいらう侍
うもよいこれいう所ふうもうめうせれい
しまさうこうわの大しも あくうこはた
まりうり三位入道一ぢいうきなんこうこ三井
寺の大しもいうこうものせい一ぢよ百よ

人こうこさうのせうえんこうのあしやま
こうもりしもいたこの法えよとうわうえ乃御
あよまりわさうこんこわあうこをたうくと
なりこいあやまふいい法ましてもはもれて
うまりうこうこうこうまてよいしも
人よこうこくいふふとうのいうこくいこ
才ようては刑部房しあこうをまりせいい
人まとい一ぢ世平治乃うせんの時有左るの
のこうこうもうふりうこ六条うこうこう
うこうさうまりりこうさうのうこれ位人

山の国のとりて刑部のせうとうちうる
ものいりをふさぐゆりはよりつゐあて
ゆとりつゐ物ぬてゐちゐ乃ちこ
まちもちくさいりいいいくゐちゐも
物ちゐ世ゐ世ゐ乃ちゐをを世ゐて
ちゐゐわぬ文もあるしよりありめてゐの
ちゐ文よりくハ中ちゐんちゐ世ゐ乃ちゐ世ん
ゐ乃ちゐ物ちゐ

攝合戦乃事

ちゐふ物ちよ文いちゐと寺のあるちゐる
六度中ちゐ乃ちゐ落馬あわゐり是ゐ文あ乃
御寝ゐちゐゐゐゐ物ちゐゐ乃ちゐ宮ゐ
三河物さちゐ物ちゐ平等院よりゐてゐ
ちゐ志ちゐゐゐ物ちゐゐあわゐわ六波羅
よりとの文ゐ文ちゐ南部へ物ちゐ世ゐ乃ゐ
物ちゐ宮ゐちゐ乃ちゐ乃ちゐ大将
軍よりハ左兵衛のちゐゐゐて野中将ゐ
物ゐ薩摩のちゐゐゐ物ちゐ乃ちゐ大将よりハ
ちゐさのちゐゐちゐのゐちゐ乃ちゐ乃ちゐ
物ゐちゐ乃ちゐ物ちゐ物ゐ乃ちゐ乃ちゐ文ちゐ

大炊判官うきたかの刑部なりう
けふらうの刑部卿ゆきつねの
ちうとんわう丸越中の守兵衛尉
りうさのあ守兵衛尉ゆきつ
ちよ殿ちうまさ殿ちうもせい二萬八
ちまき木陽山ちうもしうゆきつ
ちうまさ殿ちうかれ年寄院ちうとんわう
ゆきいそれをたちふるて二ケ所なり文
の御ちうあと勢ちうれのちうそわうせ
あれ先ちんちうを初さちうあやもち
まちうを初さちうあやもちうれて
ちうけとも扶ちんい兵衛ちうたて
ちうれちうとも扶ちんいちうたて
ちうれちうとも扶ちんいちうたて
ちうれちうとも扶ちんい

[illegible]
[illegible]
夏の[illegible]仲つぶいあるに[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]（三井寺）[illegible]
[illegible]井[illegible]一人
[illegible]
[illegible]二十[illegible]
[illegible]矢[illegible]
[illegible]十二人[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
一條二条のあたりとしたふ[illegible]長刀
[illegible]六人[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]長刀[illegible]
[illegible]
[illegible]八方[illegible]四
[illegible]八人[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

道の一所いとたかくあるを馬にてはこ
ゆるにたへねとも人のゆきもてこそ
わたすもあるあいだ馬うちうつるこの
もあわあるをいてあつめたるかれ切り
河へとりいれもあるうちのそこ
大りうふかくてはこ手ゆ手負ぬ
のこりの大将りうさのうへこそ大将
軍の御ぶをよまるあいだ人をあつ
めつかいまいらせ面に河をわたされ
ぬ御面のうちの面をつ

いとさいはしかりかたいはんすと
ものあるをいへとも人をかりいてさせ
りうあるへきさらすしんとのもの
人あるかの人をもて命をたすけ生をすてす
きふふりあるもふりすいてとりあ
まるのもあるいの国法へ人をもてきんの
物をもとめうるにすんすふうれ
もわるてこれを番ものいるむしいはんん
すれめふうをあるうをあるをこそ
南都へ人まいりせをふいう郎りりの河をいとと

[illegible]
[illegible]上野のさうにより[illegible]河と
申して大河にて[illegible]なりて[illegible]
[illegible]合戦をいたしまして大将[illegible]井
のわたりにおいこうせきのうちわたり
[illegible]の国乃ら人舟
[illegible]
[illegible]
矢のうらになりて[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

清水たくふりかけ大きにあきなう
よつてをいきよつてきよ
らいふなせるのあるのなかにつか
をとりてあのりせよいかりまつる
なようせよさうふをいめりり
そわたうせよふふ此をわくを
つまうとすいまのうちまいさ
わ当よいうたいるかつくふなる
よいのわこちりあふ
きとあく三郎のういはのわかりとは

五郎ふかうこちいふ
当よきこちをこふ
ふ郎いこまかをを
けうふあうけうまよいかりよい
るる水よきなふこわをもまを
あうてあ三百よき一隻もあうこまむう
いのこいりてうあもを

宮乃浦さこの業
わりかうの日乃ゆうくよいこちの業の
たのやのあくいよあくいかりのたた

[illegible]
こうひたちの太刀をとれば二十四さいあり
[illegible]の矢はいまだ[illegible]のゆゑをもく
見んせんず[illegible]ふるよかてまよふて
くいろこんあくつとんのくをいるその内
[illegible]ふあつこあんとりあり大吉
[illegible]てたまうとあり
あ[illegible]久[illegible]ひつあ者を代よあ
[illegible]ひあ[illegible]矢[illegible]十代乃
[illegible]下野の国[illegible]
[illegible]久[illegible]生年十七さい
[illegible]ふ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]二百八[illegible]
[illegible]河[illegible]
水[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]水[illegible]
[illegible]伊勢伊勢五国の宮[illegible]
[illegible]六百[illegible]
[illegible]
[illegible]神[illegible]山乃

[illegible]
[illegible]井[illegible]
[illegible]
[illegible]武者三人[illegible]
[illegible]
伊豆[illegible]
[illegible]

伊勢[illegible]
[illegible]
[illegible]伊勢[illegible]

後年安部田野の十郎と申し給のほせとて者
かりの中にも田野の十郎はいかりの法にてある
ゝもあるもとゆゝしき者のとゝまる
給ひしてゝ叶さあり二人のものゝも者と
いさあるもとゝ西ゝふしてゆゝ
大勢ゝ見ゝ来りゝ西ゝ年等院の門のうへ
せめゝくゝゆゝうゝ中ゝ西ゝ
商殿ゝゝ年ゝ勢ゝ三位入道の
一族ゝゝゝゝ二井寺のゝ西のゝ
ゝゝゝ安ゝ源三位入道ゝ

七十ゝあるゝゝくゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
せんゝゝ年等院のゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
源氏の判官ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

大夫乃判官ちかふしをいさせく[illegible]
むとてよりうけさせたまふ源義と
つ大ちかの四のうめのきれうしの
まうしさ三まいふのをりあら地頭
のうめをきりつる源大夫乃判官よ
りのうんしをとりうんうもうとおもひ源
大夫の判官ハ大地ちくはらしをい
源義をうつるをうんうもうをうれ
あちわうんとすまとよりの平家の陣い
らのうも十四あさはらかさわつく源ち

ろ松ちをちりう伊豆のうをなの
ちをうんくよりあくうしいてあまる
おのうの平等院のつ敷をうる志ちつく
くりうめうをいをとう志ちの道の冷こ戸
をちりうをうりうる大康の志ちうをなを
入ちる六源乃義(仲家)うるの義全戸
仲うりをうんくよりあくうしい一所うる志
ふしあくりの志のの家のりをいを教経
乃世んをうより四ちうをりをりの物をを
ちうれくはうんかるまくをうを二位

入道屋敷ハ不復[illegible]
四丁の高屋をあつらへ一所
[illegible]ひ[illegible]三位入道
わさわいの長七とかふ法ゆてわかい
うてとのゝ[illegible]ものをいらんせす
[illegible]ふ法[illegible]
いつ[illegible]法[illegible]
わかいあてゆ[illegible]
[illegible]西よ[illegible]
よ十念とあ[illegible]

あ[illegible]

[illegible]の花[illegible]
身のなり[illegible]
[illegible]
をと[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
いふかしくさあるこれらをいはさる
よせとうのくいはしもさ
きよ[illegible]くよたうしいくさる
あまくはいくさ切つる死よ[illegible]
ろんきん法の大原覚いまいつるもと
くおのいさせあはんあはい
[illegible]刀はかはいよりつる
かれの中をうしくいはいん
[illegible]くしいもそすあ

うこと[illegible]くいあむくしのあくつのよ
当[illegible]あれとうくあるり大言邪
をあむくあいふ平家のくん[illegible]
いはいくくいくくいくく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七郎左衛門尉の家人の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の道相國の[illegible]池乃中
納言[illegible]の御方をとりて八幡乃女
院へ申させ給ひ[illegible]ひめ宮乃内侍殿に
おはしますわの[illegible]をいとうつくしまいらせ
給へ[illegible]ことわりなれ八女院乃御返
事ようくふ[illegible]のあり[illegible]まし
御ちの人[illegible]なんとうとく[illegible]なる[illegible]
[illegible]ものはあらじよ[illegible]ばは
御前よりまいらせ給へ[illegible]
[illegible]の御方へ[illegible]

[illegible]の御方へ申させ給へ[illegible]
[illegible]へ[illegible]
[illegible]
[illegible]
女院乃御めしと宣旨殿と申せ女房
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
女院より申させ給ひ[illegible]

御大業よりおこりたいはらん（法井よりいのうを仕
まつりそめおかせたまひて申さるべき
ことは女院御方ことなのことをなせあるべしく
人の七月八日いのりまことあるべきわのぬ
かせうしうをもよ御身ゆへうふ大業を
御身ふうに成ることいとまりしまうあるよ
御かせうのうるもよりなりあ人数この
六七年ふ出りてかふいのうふうれめを
ふ成ることふ御方ことせさあんをせ仕りま
ふ御帰りのうちの御ことをかうつとりよ

まつりまれい女院ちうまりよこせ仕りま
法井よ出りまつりこせあるまいりり御母三
位乃つかねい面を申ふわ乃法わのれ申とい
さうそい御若こうわ御りあるれ音
めこうこもあるへ人れこてあるねいたりく
御いこうせまつりあ御ふうさおておし
まつりきあるふもあ義とのこうあも
いまこうれ女院をこうあまつりせくつかね
のあ房女乃ふういよいこうあるこをを
おう神をあうさぬいあるわりまあ

わうこうしんのうのまいりたまひしに
まもりまゐらせて六波羅の
前乃左衛門尉ときわ乃御ゆをくみまい
らせくちくのせんそんの御おうれたらぬ
おせのりやいくんをあく一めみま
いりあくいあまりよ御ていりまいり
四つ時のかふくのあの家乃
御いのちをいまもとめよとのいの
りこゝろをいたしいへ道のおとりん
きこいとゝ御あをせまつりて
そのこゝろいきふもの
ものゝゆゝしきこゝろわきまへ
もあるべうとて
せこゝろをまつるふ
くもいの法師よりまいりてせて仁和
寺の御ゆゝの御ゆをよりまいりて
ぬまいりあり後よいと東寺の一乃長者安
井の宮式大僧正道ゝと東ゝいの宮乃
御ゝりあり
ゝ御一ゆれたりもり
くゝをれ乃とさわゝ
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]の親[illegible]
[illegible]
春宮の御時御位の[illegible]
[illegible]
[illegible]白河院[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]源氏の姓をたまはる
[illegible]一度は三位[illegible]

中将より御位[illegible]三位の中将[illegible]
一世の源氏[illegible]三位[illegible]
[illegible]の御子[illegible]院の大納言[illegible]
[illegible]
[illegible]

さいちの御ゆいゐのよりとも卿の御
すゑをもてこれをうるもの
よのりわすれるゆゑの人々
ゆゑとしめすをうけ行つゝ
ゝの義をおもひ三位入道ゆゑ
父子ともにうるわれよりわ
ゆゑ西ゝ大上法皇のゝ
ゆよりあるよりあるゝ
あさまれたるゝの義
宮乃御業わ

鶴乃業

ゝもゝの源三位入道ゆゑ
都先よりの代又ゝのゝ
庫ゝ伸ゝゝ保元の合戦の
時もゝゝ
ゝ平治の
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

人[illegible]山農屋[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

源三位入道頼政さまとて年は七十又
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ようつまる郷せんとなわ
くわ去あるふ寛治のころ[illegible]河乃流
門さい位の門時うま上さうのこと[illegible]
極せのしまわるの時乃将軍う夷朝臣
蘭殿の[illegible]庫よいて[illegible]の刻
[illegible]よれうんうめいくんすう幸三家の後
高輝よさまの陸奥国のこと[illegible]
う[illegible]と名乗こわ[illegible]八国人乃[illegible]
こくう門ちうみと[illegible]こせ[illegible]
[illegible]志うと[illegible]

ゆうよりかせてうもいこと[illegible]源平夷
の兵乃中を[illegible]
[illegible]
兵庫のこと[illegible]
[illegible]朝ふ[illegible]
[illegible]の者を[illegible]
[illegible]
の地[illegible]
[illegible]
[illegible]政

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御[illegible]を[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]寺をもせめられ
[illegible]三井寺をもせめられ
[illegible]
[illegible]二十七日大將軍より左兵衛のかみ
[illegible]よりつまのかみ人
[illegible]のわたりをせめ一萬[illegible]
[illegible]寺[illegible]大[illegible]一[illegible]人[illegible]の
[illegible]
[illegible]寺[illegible]
[illegible]一日[illegible]

[illegible]大[illegible]法師[illegible]
[illegible]二百[illegible]人
[illegible]
官軍寺中をせめられ[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]花[illegible]流[illegible]
[illegible]和尚[illegible]
[illegible]八間四面の大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]廣六百三十七[illegible]大[illegible]

一ゑ八百ゑ十三ゑ
しゑゑゑ

[illegible]
[illegible]三寶道場を[illegible]
[illegible]一夏の[illegible]
[illegible]
[illegible]